

【アメリカ】児童虐待等の防止委員会の設立

児童虐待及び育児放棄による死亡を減らすための国家戦略の策定及び勧告を行うための委員会を設立する法律(P.L. 112-275)が、2013年1月14日に成立した。同委員会は、①社会保障法(42 USC. ch.7) IV編及びXX編で定める州に対する包括的補助金に基づく児童保護サービス及び児童福祉サービスの運用に関する研究、②連邦、州及び地方自治体の機関、民間機関及び非営利団体に対する児童虐待等による死亡者を減少させるための勧告、③児童の死亡防止措置を改善するため実施する追跡調査における調査対象情報の種類に関するガイドラインの策定を行う。同委員会の委員12名中、半数は大統領、2名は下院議長、1名は下院少数党院内総務、2名は上院多数党院内総務及び1名は上院少数党院内総務により指名される。委員は、児童に関する法制度、法医学、心理・精神、救急医療、教育等のいずれかの分野の学識を有さなければならない。委員会の勧告を受け、連邦機関が取った対応については、連邦議会への報告が義務付けられる。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】起業支援計画の策定

欧州委員会は、2013年1月9日、政策文書「起業活動2020行動計画—欧州の起業家精神に再び火をつける」を公表した(COM(2012)795 final)。2008年から厳しい経済危機に見舞われている欧州では2500万人が失業し、特に中小企業の回復が遅れ、3年前の欧州において職業の第1希望を自営業とした人は45%であったが、現在、37%に低下しているという。同文書は、雇用を増加させ、成長と競争を促進させるためには、その原動力として起業家を増加させることが重要であるとし、そのための行動として、①初等中等教育課程への起業活動に関する教育や訓練の導入、②企業経営に対する規制の簡素化によるその負荷軽減、中小企業の破産、再建への支援等起業家を育成する環境の創出、③魅力的な起業文化の振興及び女性、高齢者、移民、失業者その他特定のグループへの支援を提唱している。この文書には欧州委員会の重点行動と題し、11の具体的な対象分野、対応する同委員会提案及びその実施時期が記載された別表が付されている。(前 海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】サイバーセキュリティに関する計画策定及び指令提案

欧州委員会は、2013年2月7日、欧州連合(EU)外務・安全保障政策上級代表との共同政策文書「EUのサイバーセキュリティ戦略—開かれた、安全かつ安心なサイバー空間」(JOIN(2013)1 final)を公表し、「EU域内共通高水準のネットワーク及び情報の安全(NIS)を確保する措置に関する指令案」(COM(2013)48 final)を欧州議会及び理事会に提出した(2013/27(COD))。政策文書は、NISに関して、①即応力の獲得、②犯罪の撲滅、③共通安全保障防衛政策に関連したサイバー防衛政策策定及び防衛能力開発、④産業及び技術の域内開発、⑤EUの価値(人権の尊重)と整合する国際協力政策の策定を戦略的優先課題・行動としている。指令案は、加盟国に対し、国内のNISに関する戦略及び協力計画の策定、規制機関の指定、コンピュータ非常事態即応チームの設置、欧州委員会と関係機関間の協力網の形成、同協力網による安全な機密情報交換及び早期警報、罰則等の制定、関係者による危機管理等を求める内容となっている。(前 海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】教育再考計画の策定

欧州委員会は、2012年11月20日、政策文書「教育を再考する：社会経済的成果の向上を目指す能力開発への投資」(COM(2012)669 final)を公表した。同文書は、欧州連合の成長及び競争を促進するためには、教育・訓練による能力開発への投資が必須であるとし、2020年までに2割以上の職業がより高い能力を必要とするようになるとの認識を背景として、批判的思考、問題解決、言語等の能力、起業やデジタル技術に関する知識、自発性、協調性に富んだ人材を育成するための教育改革の実施を加盟国に要請している。同文書は、添付された7つの調査資料、①初等教育・訓練における必須能力の評価、②雇用適格性、移動可能性及び経済成長のための言語能力、③教育及び訓練の概況2012、④学習成果向上のための教職支援、⑤技能向上、経済成長及び雇用のための職業教育・訓練、⑥生涯能力開発のための連携協力及び柔軟な方法選択、⑦教育再考一国別分析に基づいて取りまとめられたものである(SWD(2012)371~377 final)。 (前 海外立法情報調査室・植月 献二)

【イギリス】2012年金融サービス法の制定

2008年の金融危機以来イギリスでも金融機関の監督体制が課題となっていた。2012年12月9日に制定された2012年金融サービス法(c.21)は、イングランド銀行(中央銀行)、金融サービス機構及び財務省の3機関による従来の金融監督体制を廃止し、イングランド銀行の下に次の3機関を設置して金融監督権限を集約する。①金融安定委員会(Financial Policy Committee: FPC)：イングランド銀行理事会(Court of the Bank of England)の委員会として金融制度全体の安定化等を目的としたマクロ・プルーデンス政策を担当する。②プルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority: PRA)：同行付属の運営上独立した機関としてミクロ・プルーデンス政策を担当し、個別金融機関のリスク管理を監督する。③金融行為監督機構(Financial Conduct Authority: FCA)：金融市場の機能向上を目的として市場に対する信頼性の向上、消費者保護及び有効競争の促進を図り、金融商品市場の上場審査等を行う。 (海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】公的年金制度の一元化構想と年金法案草案の公表

2013年2月14日に政府は白書『一層構造の年金一貯蓄の簡素な基盤』を公表して公的年金制度を一元化する方針を示し、2月18日には公的年金制度と遺族給付制度を改革する年金法案草案を公表した。イギリスの公的年金には①基礎年金、②国家第2年金(所得比例年金)及び③年金クレジット(低所得者向け最低保障給付の保障クレジットと老後に備える貯蓄の意欲を失わせないため一定程度の収入がある者にも給付を上乗せする貯蓄クレジットに分かれる。)がある。政府は年金受給に必要な加入期間30年を35年に延長した上で、3つの年金制度を整理して簡素化することにより全国民に一律1週144ポンド余り(試算)の給付を保証する年金制度(ただし、資産調査により減額の可能性がある。)とする意向である。女性、低所得者及び自営業者の年金額は増額の見込みであり、実現すれば、過去数十年で最大の年金改革になるといわれている。

(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【ドイツ】金融安定化の監視に関する法律

2013年1月1日から金融安定化の監視に関する法律が施行されている（BGBl. I 2012 S.2369）。同法は、金融危機の徴候を早期に感知するのみでなく、金融安定化に関わる機関が協力して適切な措置を講じることができるようにすることを目的としている。同法により、ドイツ連邦銀行（中央銀行）の任務として、金融安定化の維持が定められた。また、連邦財務省における金融安定化委員会の設置が定められた。委員会は、連邦財務省、ドイツ連邦銀行及び連邦金融監督庁から各3名をもって組織され、その任務は、金融安定化に関わる状況の調査、金融危機に際しての関係機関との協力強化、特定の金融機関に対する警告や勧告等である。同委員会は、毎年、金融安定化の状況及び委員会の活動に関する報告書を連邦議会に提出する。マクロ・プルーデンスの視点から金融監督を行うドイツ連邦銀行とマイクロ・プルーデンスの視点から金融監督を行う連邦金融監督庁が協力することによる効果が期待されている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】借家の省エネ改修に係る民法典の改正

ドイツの住居の6割は借家である。エネルギー消費の4割、二酸化炭素排出の2割は建物に由来するため、借家の省エネ改修は重要とされている。借家の改修の要件は従前から民法典で定められているが、借家の省エネ改修を容易にするために、民法典が改正された（BGBl. I S.434）。改正法は、一部を除き2013年5月1日に施行される。改正により、省エネ改修は、最終エネルギー消費の節約又は再生可能でない一次エネルギーの節約若しくは気候変動防止に資するものと定義された。通常、借家の改修中は、改修の程度に応じて家賃が減額又は免除されるが、省エネ改修の場合には、家賃は3か月間減額されないとされた（第536条）。従来、賃借人の経済的理由がある場合には、賃借人に改修の受忍義務はなかったが、改正により受忍義務が生じることとなった。ただし、家賃の値上げについては賃借人の経済的理由が考慮される（第555d条）。なお、賃貸人は、改修を理由として家賃を11%まで値上げすることができる（第559条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】癌データベースの設置

ドイツにおける近年の癌による死亡者数は年間約218,000人であり、癌は死因の第2位を占めている。それゆえ、癌治療の質の向上を目的とする社会法典第5編（公的医療保険）の改正法案が連邦政府により提出され、2013年1月31日に連邦議会、3月1日に連邦参議院を通過した。改正により、社会法典第5編の第65c条に癌データベースが定められた。癌データベースの構築により、治療実績の比較が可能となる。癌データベースは州単位で設置され、本格的な運用は2018年からとされている。病院は、患者の癌発症から診断、治療、経過、転移、死亡までのデータを漏れなく癌データベースの運用機関に報告する。データは、毎年州ごとに、また連邦全体で評価される。連邦疾病金庫中央連合会は、これらの評価に基づき、2018年以降5年ごとに連邦全体の登録データの結果を報告する。癌データベースの運用については、疾病金庫が90%、州が10%の費用を負担する。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】放射線被ばく事故被害者の登録制度

2012年12月、2012年度連邦法第329号「放射性物質によって被ばくした市民の健康状態の変化を記録するための個別のロシア連邦法の改正について」がロシア連邦議会を通過し、2013年1月から施行された。ロシアでは、これまで、チェルノブイリ原発事故（1986年）、核兵器工場「マヤーク」における爆発事故（1957年）及び同工場からの放射性廃棄物のテチャ川への廃棄事件（1949～1956年）並びにセミパラチンスク核実験場での核実験（1949～1990年）によって被害を受けた者を対象とする社会保障を個別の連邦法で規定していた。また、チェルノブイリ原発事故の被害者については、後に最高会議決定によって対象者が拡大された。今回の連邦法は、上記の各連邦法及び最高会議決定を改正して、個々の被害者の健康状態等を国家の統一リストに登録し、その変化を記録するとともに、医療上の援助を行うこと、放射線がもたらす医学上の影響に関する予測を行うこと等を目的としている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【スイス】上場企業の役員報酬の制限を可能とする国民投票

2013年3月3日にスイスで国民投票が行われ、上場企業の役員報酬を株主総会の議決により制限することを可能とする規定を連邦憲法の第95条第3項として追加することを提案する国民発案（イニシアチブ）に対して有効投票のうちの約68%が賛成した。国民発案の主な内容は、上場企業の株主総会は取締役、執行役及び相談役の報酬を毎年議決すること、株主総会は代表取締役及び取締役を毎年選任すること、機関投資家である年金基金は株主総会において被保険者の利益のために投票し、投票内容を公開すること、退職金等の支給は禁止されることなどである。これらの規定に違反した者は、3年以下の自由刑又は年俸6年分以下の罰金に処せられる。これらの憲法の規定は、国民投票により採択された日から施行されるが、株式会社法等の改正も必要となる。連邦内閣は、関係法律の施行まで、国民投票の日から1年以内に暫定的な施行規則を定めることとされている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【韓国】「ハンゲルの日」を公休日に再指定

韓国における官公署の公休日は、「官公署の公休日に関する規定」（大統領令）で定められており、同規定により、「ハンゲルの日」（10月9日）も公休日に指定されていた。しかし、1990年11月に同規定が全面改正された際、10月に休日が多いとの理由から、「ハンゲルの日」が公休日から除外された。2005年12月、「国慶日に関する法律」が改正され、「ハンゲルの日」が国慶日（国の祝日）に格上げされたが、その時も、公休日への復帰は実現しなかった。ところが、近年、韓流ブームの後押しもあり、対外的にもハンゲルが注目を集めていること等を背景として、「ハンゲルの日」を公休日として復活させる気運が盛り上がり、2012年11月1日、国会本会議において、『ハンゲルの日』公休日指定要求決議案が採択された。それに続き、同年12月28日、「官公署の公休日に関する規定」が再改正され、「ハンゲルの日」が22年ぶりに公休日に再指定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】大規模店舗等の営業規制をさらに強化する流通産業発展法の改正

小規模店舗を保護するため、2012年1月、流通産業発展法が改正され、大規模店舗等に対する営業制限（午前0時～午前8時）、休業日の指定（1か月当たり1～2日）等が定められた（本誌250-2号（2012年2月刊）参照）。2013年1月、同法が再改正され、大規模店舗に対する規制がさらに強化された。基礎自治体の長（特別自治市長、市長、郡守及び区長）が指定できる営業制限が2時間延長されて午前0時から午前10時までとなり、1か月当たり2日間（原則として公休日）の休業日指定も義務化された。また、大規模店舗等が営業を開始する場合の事前予告、登録時の商圈影響評価書及び地域協力計画書の添付、規制対象除外要件である農畜水産物売上高の割合の引上げ（51%→55%）等も定められた。違反した場合の過料が、最高3千万ウォンから最高1億ウォンに引き上げられるとともに、1年に3回以上違反した場合は、基礎自治体の長が1か月以内の営業禁止を命ずることができる条項も新設された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】学校体育振興法の制定

大学入試対策中心の学校教育の中で体育が軽視され、生徒の体力低下を招いていることを背景として、2012年1月、学校体育振興法が制定され、2013年1月27日から施行されている。同法は、学校における体育活動の活性化、学校運動部の育成等を通じ、健康的で均衡のとれた身体と精神を育てることを目的としている。国が5年ごとに学校体育振興に関する基本方針を策定し、同基本方針に基づいて地方教育行政の長が振興計画を策定して実施すること、学校長が学校体育の活性化のための様々な対策を講じること、国が毎年、生徒の体力テストの実施計画を策定して学校長が実施すること、学校体育振興に関する重要事項を審議するための学校体育振興中央委員会を設置すること等が定められた。学校長は、運動部の生徒が一定の学力に到達していない場合は、最低学力の確保に努めなければならず、必要に応じて競技大会への出場を制限することができる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】家庭サービス業の管理強化

家庭サービス業管理暫定弁法が2012年12月18日に公布され、2013年2月1日に施行された。家庭サービス業とは、従業員を家庭に派遣し又は紹介し、家事、子供の教育、幼児、老人、病人の世話等に従事させるサービス業をいう。近年の経済発展と国民の生活水準の向上に伴い、家庭サービスの需要は増大し、2011年末現在、全国の同サービスを提供する企業は約50万、その従業員は1500万人、年間売上は1600億元の規模に達している。家庭サービス業は、内需拡大、就業機会の増大等の点から重要産業とみなされているが、都市部を中心とする供給不足、サービスの質の悪さ、利用者と従業員とのトラブル、無許可経営等問題が多く、関連法規の制定の必要性が指摘されてきた。同弁法は、企業の営業許可証取得義務、不当な廉売の禁止、企業又は従業員は利用者と書面により契約を交わすこと、サービス及び価格を明示すること等企業の経営規範を定めるほか、従業員、利用者のそれぞれが守るべき行動規範も定める。

（前 海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】三農問題への取組み—2013年最重要政策課題の公表

2013年の中央1号文書（中国共産党及び国務院が年初にその年の最重要政策課題を公表する文書）「現代農業発展の加速及び農村発展の活力の一層の強化に関する中共中央及び国務院の若干の意見」が2013年1月31日に公表された。同文書は、①食糧の安定供給の確保及び現代的な農業体系の構築、②農業への支援・保護制度の健全化及び富農政策の強化、③生産経営体制の刷新及び組織化の推進、④農業経営者に対する各種の経済的及び技術的支援体制の構築、⑤農村の集団財産権制度の改革及び農民の財産権の保障、⑥農村の公共サービスの改善及び都市と農村との格差縮小、⑦農村管理体制の整備及び農村基層組織の強化の7点を大きな柱としている。具体的な政策としては、農地収用の際の農民への補償額の引上げ、戸籍制度を改革し農村労働者（農村から都市への出稼ぎ労働者等）の定住条件を緩和すること、経営規模の拡大等を掲げる。農村、農業、農民に関する三農問題は、10年連続で最重要政策課題に挙げられている。（前 海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】北京市の自動車排気ガス規制強化

北京市環境保護局は、深刻化する大気汚染対策の一環として北京市地方基準「軽量自動車（火花点火式）汚染物質排出規制値及び測定方法（北京第5段階）」（DB11/946-2013）を2013年1月5日付けで公布、2月1日に施行した。中国の自動車排気ガス規制は、EUの規制基準に準じ段階的に進められ、現在、上記軽量自動車に関して施行されている国家基準は第4段階である。今回の措置は、国に先んじて第5段階の基準を制定、施行するので、火花点火式エンジンを動力とし、時速50km以上の軽量自動車（最大重量3.5t未満）を対象とする。新基準は、粒子状物質（PM）の規制値を0.0045g/km（直噴ガソリンエンジン搭載車）、NO_xを0.060g/km（乗員5人以下の乗用車）等と定めている。また、3.5t以上の重量ディーゼル車で公共交通等に用いるものは、2007年施行の国家基準（GB17691-2005、重量ディーゼル車に対して第3段階～第5段階の基準を定め、段階的に施行）のうち、第5段階の基準（NO_xは2.0g/kWh、PMは0.02g/kWh等）を2013年2月1日から適用した。いずれも新車が対象である。（前 海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【オーストラリア】全国子どもコミッショナーの創設

ギラード（J. Gillard）首相は、2013年2月25日、2012年豪州人権委員会法改正（全国子どもコミッショナー）法によって創設された初代全国子どもコミッショナー（NCC）に元首都圏青少年局長のミッチェル（M. Mitchell）氏を任命すると発表した。NCCの実際の活動は3月25日に始まる。同法により、1986年豪州人権委員会法に基づいて設置されている人種差別コミッショナー等6つの人権擁護機関に、NCCが新たに加わることになった。NCC創設の目的は、①子ども（18歳未満の青少年）の権利、福祉及び成長を全国的に擁護し、②関係の連邦法令を検証することにより連邦法令の監視を強化し、③子どもの権利と福祉の向上を促すために連邦と各州の協力を推進し、④政府の関連の政策、計画及び法令の策定への子どもの積極参加を促し、⑤政府機関による子どもの参加強化の仕組み作りを支援し、⑥子どもの権利条約に定められた子どもの権利向上のために同国が課された責務の履行を援助することの6つである。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】移民関連法改正(学生ビザ)法の制定

移民市民権省『2011年学生ビザプログラムの戦略的検討』によれば、2010年の受入留学生による教育機関への授業料支払及び日用品等の生活費用支出の総計は183億豪ドルに達し、国際教育産業は同国第3位の輸出産業である。2012年12月12日に制定・施行された標記の法律は、1958年移民法と2000年海外留学生教育サービス法(ESOS法)を改正し、学生ビザの自動取消制度を廃止するものである。従来のESOS法第20条は、学生ビザ所有者が出席要件と成績要件を満たさない場合、学生ビザが自動的に取り消されることになっていた。改正により、取消しの根拠であった海外留学生受入登録教育機関による個々の学生に関する学生ビザ要件の移民市民権省への報告義務がなくなった。学生ビザの有効性の審査は、各機関の報告ではなく、個別の事情に基づいて行われることになる。同法により、留学生に不評だった学生ビザ自動取消しがなくなったことから、同国の国際教育産業の国際競争力維持に結びつくことが期待される。(海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【オーストラリア】2012年低芳香族燃料法の制定

北部準州のアボリジニを中心にガソリン吸引による健康被害が1980年代以降に顕在化した。これに対して、連邦政府は2005年からトルエン等の毒性の強い芳香族化合物の含有割合の低い燃料の利用を促してきたが、その販売は業者の自発性に任されてきた。アボリジニ等の人々の健康被害に焦点をあてて、特定の地域に限って、芳香族化合物含有率の低い燃料の販売を促すなどの目的で、標記の法律が、緑の党のシーワート(R.M. Siewert)上院議員提出法案に基づいて2013年2月14日に制定、施行された。同法は、保健省の先住民保健担当大臣に地域指定の権限を付与すると共に、指定を受けた地域においては、レギュラー無鉛ガソリンの販売を禁止し、低芳香族燃料の利用を監視してその利用促進を図り、それ以外の燃料(特にプレミアム無鉛ガソリン)の販売と備蓄を規制するものである。違反業者には罰則が適用される。地域指定にあたって、大臣には地域の関係団体等と事前に十分な協議を行うことが義務付けられる。(海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【シンガポール】個人情報保護法の制定

2012年12月7日、2012年個人情報保護法(No.26 of 2012)が公布された。同法の目的は、個人の情報を保護する個人の権利と、通常適切であると考えられる目的のため個人情報を取り扱う企業等の必要性の双方を認めるようなやり方で、企業等による個人情報の収集、使用及び開示について規制することである。個人情報とは、真実であるか否かを問わず、当該情報そのものにより又は企業等が入手するその他の情報により当該個人を特定することができる情報と定義される。同法は、2013年1月2日から部分的に施行され、同法の管理を行う個人情報保護委員会及び同法に関して助言を行う諮問委員会が設置された。企業等は、個人情報の取扱いにあたって本人にその目的を通知し、同意を得なければならない。また、Do Not Call制度が設けられ、登録を行った個人に対して企業等が電話を介した商業活動を行うことを禁止する。これらの規定の施行期日は、今後、情報通信相が決定し公示する。(前 海外立法情報課・遠藤 聡)

【フィリピン】 リプロダクティブ・ヘルス法の成立

2012年12月21日、2012年家族計画及びリプロダクティブ・ヘルス法（RA No.10354）が成立した。リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康、以下「RH」）に関する法案は14年前から審議されていたが、カトリック教会の反対が激しく、法案成立には至らなかった。同法については、2013年1月17日に施行後、3月15日に施行細則が制定されたが、3月19日に最高裁が反対派の意見を聴く時間が必要であるとして、120日間の施行停止命令を下した。同法は、出産する子どもの数、時期を選択し決定する権利を認め保障するとしている。妊娠中絶は違法であるが、中絶した母体は保護しなければならない。RH教育について、教育省が公立学校における10歳から19歳までの年齢に適したカリキュラムを策定するが、これは、私立学校においても採用することができる。貧困者に対する無料の医療提供や、障害者に対する性及びRH計画に関する規定も盛り込まれた。

（前 海外立法情報課・遠藤 聡）

【ベトナム】 憲法改正草案に対する国民の意見聴取

2012年11月23日、憲法改正について国民からの意見聴取を実施する国会決議（38/2012/QH13）が制定され、国会の憲法改正起草委員会が同年10月に起草した憲法改正草案に対する意見聴取が2013年1月2日から3月31日まで実施された。意見は改正内容を拘束するものではないが、同委員会がそれらを取りまとめ報告書を国会に提出する。今回の憲法改正は全面的な改正を目指しているが、主要な内容は次のとおりである。①「人民の人民による人民のための社会主義法治国家」及び「共産党は国家と社会を指導する勢力」の規定に変更はない。②法律等の合憲性を審査する憲法会議を設置する。③経済制度において、「社会主義を志向する市場経済」及び「国営セクターが主導的な役割を果たす」の文言を削除する。④「人権」の用語が新たに用いられるとともに、人権及び公民の権利に関する規定を拡充する。憲法改正草案は、10月開会の国会で採決される予定である。

（前 海外立法情報課・遠藤 聡）

【ベトナム】 首都法の成立

2012年11月21日、首都法（25/2012/QH13）が可決され、2013年7月1日に施行される。同法制定の背景には、ハノイ市の首都機能を拡充することに加えて、農村住民の流入を抑制する意図がある。首都の建設及び開発計画、都市の空間、建築、景観及び建設、文化の保存及び発展、教育及び人材育成の促進、科学技術の発展、環境の管理及び保護、土地の管理、住宅の開発及び管理、技術基盤システムの開発、輸送交通の開発及び管理並びに財政・予算等に関する政策を実施する。住民登録については、市内に3年以上継続して居住した後に申請することができるが、自宅を所有し又はハノイ市人民委員会が定める居住面積の条件等を満たす正規の貸家に居住していることが登録の条件となっている。ただし、現行の居住法（81/2006/QH11）に従い、国有機関に勤務する者、1年以上の合法的一時滞在者、家族と同居する者等は当該登録条件を課されない。

（前 海外立法情報課・遠藤 聡）